

第 17 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 9 月 5 日（金） 午後 1 時 27 分から 1 時 51 分

2 開催場所 高岡市役所 801 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（16 人）

1 番	篠原 誠一郎	2 番	山本 誠
3 番	石黒 昇	4 番	杉山 逸郎
5 番	荒木 正昭	6 番	寺嶋 哲
7 番	石王 純子	8 番	山崎 明夫
10 番	野原 弘美	12 番	村上 委千子
14 番	川渕 順正	15 番	常木 準
16 番	矢後 暁二	17 番	浦野 智稔
18 番	福田 達夫	19 番	北川 浩一

5 欠席委員 9 番 山田 元徳 11 番 向井 正弘 13 番 山田 正

6 議事日程

議案第 30 号 農地の権利移動について [農地法第 3 条許可申請]

議案第 31 号 農地転用について [農地法第 4 条許可申請]

議案第 32 号 権利移動を伴う農地転用について [農地法第 5 条許可申請]

報告第 31 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出について

報告第 32 号 市街化区域内の農地転用について [農地法第 4 条届出]

報告第 33 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について [農地法第 5 条届出]

報告第 34 号 農地の賃貸借の合意解約について [農地法第 18 条通知]

7 農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦

係長 堀 泰平

主任 石崎 真代

議 事

議 長 これより、第 17 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
 総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 16 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

 次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、3 番 石黒委員、4 番 杉山委員を指名します。

議 長 それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 30 号を議題とします。
 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 30 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

 今回は申請件数で 11 件、面積にして 14,149.34 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

 受人の経営面積が 1,000 ㎡未満の申請番号 1、3、9 及び 11 につきましては、受人から提出された営農計画書を地区担当委員の方にご確認いただいております。なお、申請番号 8 につきましては、受人の経営面積が 1,000 ㎡未満ですが、渡人とは親子関係であることや、家族で経営する農地所有適格法人の役員を務めていることから、新規取得には当たらない案件となっております。

 申請番号 1 につきましては、兄から妹への所有権移転です。対象農地は受人の住宅敷地内に隣接しており、現在も受人が耕作している状況です。

 申請番号 3 につきましては、受人の妻の実家周辺に所在する農地を取得するものです。対象農地の隣接農地を以前から受人が管理していることや、将来的には受人の妻の実家への転居を考えていることから、取得を希望するものです。

 申請番号 9 につきましては、親族間の所有権移転で、受人の妻の実家に隣接する農地を取得するものです。受人の妻の実家に居住している義母が主となり耕作を行い、受人は月に 1 回ほど高岡市に来て農作業を行うとのことです。

 申請番号 11 につきましては、受人は機械作業を地元の営農組合に委託し、同組合から指導を受けながら耕作を行うとのことで話がついているとのことです。

 以上 11 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。

また、許可要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。
よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第31号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第31号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で1件、面積にして8.52㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請事由は、住宅敷地拡張です。擁壁部分が隣接する農地にかかっていることが判明したため、是正を行うものです。

以上1件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。
よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しま

した。

議 長 次に、議案第 32 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 7 件、面積にして 19,754.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 は、分家住宅です。

申請番号 2 から 7 は同一案件で、砂利採取のための一時転用です。申請期間は 24 か月となっております。なお、転用面積が 3,000 m²を超えるため、常設審議会案件となります。

以上 7 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号 2 から番号 7 の転用面積が 3,000 m²を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長 次に、報告第 31 号から第 34 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 31 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、耕作者が、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 92.00 m²、転用目的は農機具倉庫であり、是正案件となっております。

続きまして、報告第 32 号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 99.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

この案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 33 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 5 件、面積にして 1,965.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 34 号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 6 件、面積にして 17,408.00 m²となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 17 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和7年9月5日

議事録署名

議事録署名